

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
平成10年12月28日政令第420号

改正：令和 2年 3月26日政令第59号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 3月27日	
<p>(四種病原体等)</p> <p>第三条 法第六条第二十三項第十一号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 クラミドフィラ属シッタシ（別名オウム病クラミジア）</p> <p>二 フラビウイルス属ウエストナイルウイルス、ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名日本脳炎ウイルス）及びデングウイルス</p> <p>◆追加◆</p>	<p>(四種病原体等)</p> <p>第三条 法第六条第二十三項第十一号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 クラミドフィラ属シッタシ（別名オウム病クラミジア）</p> <p>二 フラビウイルス属ウエストナイルウイルス、ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名日本脳炎ウイルス）及びデングウイルス</p> <p>三 ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月26日 政令 第59号～	
施行日：令和 2年 3月27日	
◆追加◆	附 則（令和二・三・二六政五九）
-改正法・附則- ～令和 2年 3月26日 政令 第59号～	
施行日：令和 2年 3月27日	
◆追加◆	この政令は、公布の日の翌日〔令和二年三月二七日〕から施行する。
